

紀女郎試論(一)

島 田 裕 子

はじめに

紀女郎は万葉集中に十二首の和歌を残している。家持の青春時代を飾る相聞歌人の一人であり、その歌風は機知に富み集中独特なきらめきを放っている。この小論では、紀女郎の怨恨歌と、その背景について考えていきたい。

一

万葉集の女流歌人の大半が、どのような生涯を辿ったのかわからないように、紀女郎も不明な点が多い。というよりわかっている点が少ない。

父は紀朝臣鹿人。「万葉集」巻四・六四三歌の題詞の注に「鹿人大夫之女、名曰小鹿也。安貴王之妻也」とある。まず、紀朝臣鹿人の出自、紀氏は建内宿禰男紀宿禰の子孫で石川朝臣と同祖とする記載が『新撰姓氏録』(左京皇別上、右京皇別上)にある。氏名は紀伊国による説と大倭国平群郡紀里の里名による説がある^①。紀伊国那賀、名草、有田、日高等の諸郡に氏人が分布するので紀伊を本拠地としてよからう。その他にも奈良県生駒郡平群町上庄の地に紀氏神社があり、有力な中央豪族の一つである。大納言となった紀大人、

紀麿中納言紀麻呂等がでていいる。また紀清人は文章博士、紀男人は『懷風藻』の詩人であり、紀氏は政治だけでなく文学でも名門の氏族である。

さて、父紀鹿人であるが、『続日本紀』に、「正六位上……紀朝臣鹿人」(天平九年九月二十八日)「外従五位下紀朝臣鹿人為主殿頭」(天平九年十二月二十三日)「外従五位下……紀朝臣鹿人」(天平十二年十一月二十一日)また「外従五位上……紀朝臣鹿人」(天平十二年十一月二十一日)「外従五位上紀朝臣鹿人為大炊頭」(天平十三年八月九日)とみえる。

万葉集には天平五年に

○ 紀朝臣鹿人の跡見の茂岡の松の樹の歌一首

茂岡に神さび立ちて榮えたる千代松の木の年の知らなく

(六・九九〇)

○ 同じ鹿人の泊瀬川の辺に至りて作る歌

岩走り激ち流るる泊瀬川絶ゆることなくまたも来て見む

(六・九九一)

とあり、また

○ 典鑄正紀朝臣鹿人、衛門大尉宿禰稻公の跡見の庄に至りて作る歌一首

射目立てて跡見の岡辺のなでしこが花ふさ手折り我は持ちて行く奈良人のため (八・一五四九)

とある。紀鹿人は一五四九歌の題詞によれば、家持の叔父、稻公の跡見の庄を訪れて歌を詠んでいる。なでしこの花を手折りていくなど風流なところがあり、稻公と親しかったようだ。典鑄正は正六位上相当官で、衛門大尉は従六位下相当官。年齢としては鹿人のほうが年上かと考えられる。跡見は現在の桜井市外山のあたりという。泊瀬川も近い。鹿人の歌が桜井の跡見、そして泊瀬に集中するのは鹿人の庄もこの近辺にあったからであろう。例えば大伴氏が大和十

市郡(橿原市)に竹田庄、城上郡(桜井市)に跡見庄という田莊をもつように他の氏族も畿内に田莊をもっていた。また、正六位の場合、官人としての給与は、絶三疋・綿二屯・布五端・鍬一五口にすぎず、これを米に換きかえてみると一年間に現在量の八・八石となる。奈良時代の中、下級階級の官人はその給与だけでは充分ではなく平城京の外の本拠地での農業経営に頼らざるを得ず、家族を本拠地の田莊に住まわせていることも多かった。このようなことから大伴氏の田莊の一つ、跡見庄と鹿人の庄とは近接していたのではないだろうか。稻見庄へ稻公を「奈良人」と戯れに呼んだのは、紀鹿人がその土地の田舎の人という設定でなくてはならず、これも鹿人の庄がこの近くにあったことを示す。紀鹿人と大伴稻公は親しい間柄で大伴氏とも近しかったのだろう。後に大伴家持と紀女郎との相聞往来もこのあたりに機縁があるのだろう。

二

紀女郎の夫、安貴王は、天智天皇の皇子、志貴皇子の孫にあたる。

志貴皇子の子、春日王を父とし、また安貴王の子は市原王という系図になる。安貴王の経歴は『続日本紀』によれば「無位阿紀王^二従五位下」(天平元年三月四日)「詔授……従五位下阿貴王^三従五位上」(天平十七年正月七日)とのみ記載がある。安貴王の生没年は未詳であるが、「選叙令」よりあらかじめの推定は可能かもしれない。律令が浸透した天平十五(七四三)年、子の市原王に従五位が授けられる。「選叙令十二・34」に「凡そ位授けむは、皆年廿五以上を限れ。唯し蔭を以て出身せむは、皆年廿一以上を限れ」とあり、さらに「選叙令十二・35」には「凡そ皇親に蔭せむことは、親王の子に従四位下、諸王の子に従五位下……」とある。市原王が二十一歳で従五位下を受けたのなら、彼の生年は養老七(七二三)年となる。そして、父安貴王と八上采女事件は後述するが養老五(七二二)年頃と考えられる。安貴王があのような長歌を詠むには十八歳にはなっていたであろう。また天平元(七二九)年に安貴王は無位より従五位下が授けられている。この年に市原王は七歳。安貴王は八上采女事件に関わり復位したかあるいは位階を受ける年齢が遅れたと考えられる。それ故に無位から従五位下とわざわざ記してある。先の推定からすれば安貴王は二十六歳以上であったと考えられる。

このように安貴王の年齢について考えたのは、安貴王と八上采女事件と紀女郎の怨恨歌との関連性、紀女郎の生年推定等にこれが係わっていくからである。

さて、万葉集巻四には、安貴王と八上采女との恋愛事件を記して

いる。

安貴王の歌一首 并せて短歌

遠妻の ここにしあらねば 王梓の 道をた遠み 思ふそら
安けなくに 嘆くそら 苦しきものを み空行く 雲にもがも
高飛ぶ 鳥にもがも 明日行きて 妹に言問ひ 我がために
妹も事なく 妹がため 我も事なく 今も見る」と たぐひて
もがも (四・五三四)

反歌

しきたへの手枕まかず間置きて年を経にける逢はなく思へば

(四・四三五)

右、安貴王、因幡の八上采女を娶る。係念極まりて甚しく、
愛情尤も盛りなり。時に、勅して不敬の罪に断め、本郷に退
却らしむ。ここに、王の心悼み怛びて、いささかにこの歌を
作る。

この長歌反歌の左注には、「勅断不敬之罪」とあるが、この解釈
には諸説あり定まらない。(15) 一説には、安貴王が采女と密通したこと
により不敬罪となり本郷に退去させられたというもの。第二説は、
八上采女が不敬罪となり本郷の因幡に退去させられ、安貴王は親王
なので、罪を免ぜられた。第三説は、安貴王が不敬罪となり、八上
采女は本郷に退去された。第四説は両者ともに不敬罪となり各々の
本郷に退去させられ離れ離れになった。と、四つの説に分類される。
采女は「其れ采女責せむことは、郡の少領以上の姉妹及び女の、
形容端正なる者もちてせよ」(後宮職員令第三・18)とあり、
膳司に六十人、水司に六人の采女が当てられている(後宮職員令第

紀女郎試論(一)

三)。また、後宮の采女・女嬬らの奸は、「本罪不レ応レ配流一、而
特配」(本条本注)とされたか、後年天平十一年、十四年に流罪
の記載が「続日本紀」にある。

①庚甲、石上朝臣乙麻呂、久米連若亮を奸すといふに坐して、土
佐国に配流せらる。若亮は下総国に配せらる。(『続日本紀』天
平十一年三月二十八日)

②……強盜・窃盜と、他妻に奸せると、中衛舍人、左右兵衛……

使部とは赦の限りに在らず。其れ、流人、穗積朝臣老……久米
連若女等五人、召して京に入らしめよ。大原采女勝部鳥女は本
郷へ還せ。小野王・日奉弟日女・石上乙麻呂・牟礼大野・中臣
宅守・飽海古良比は赦の限りに在らず」(『続日本紀』天平十二
年六月十五日)

③冬十月癸未、從四位下塩焼王、并せて女嬬四人を禁めて、平城
獄に下す。……戊子、焼塩王を伊豆国三嶋に配流す。子部宿禰
小宅女を上総国。下村主白女を常陸国。川辺朝臣東女を佐渡国。
名草直高根女を隱伎国。春日朝臣家継女を土佐国」(『続日本紀』
天平十四年十月十二日、十七日)

①の久米若亮は藤原宇合の室で百川の母。宇合は天平九(七三七)
年に天然痘で死去。『養老律令』の「喪葬令第二十六・17」によれ
ば「凡そ服紀は、君、父母、及び夫、本主の為に、一年」と喪に服
すべき期間が定められており、久米若亮は服紀をすでに過ぎた十一
年三月に奸の罪で流罪となっている。婚姻形態が流動的で制度とし
ても整っていなかった天平年間にあつても、貴族の名流、藤原氏の
寡妻妾には改嫁を法律によってしなれば奸となつたのであろう。

石上乙麻呂は左大臣石上上麻呂の第三子で、従四位下左大弁の時にこの罪を受ける。ここでは二人とも遠流の罪となっている。③では王でも軒の罪により流罪となる例である。流人の行程は、近・中・遠の三流で、

(近) 越前・安芸

(中) 信濃・伊予

(遠) 伊豆・安房・常陸・佐渡・隠岐・土佐

となっている。③は皆いずれも遠流である。塩焼王も伊豆三嶋に配流され、王としての罪の軽減はない。また、②では、大原采女勝部鳥女が罪を赦されて本郷へ還されることを記す。

このように考えると、安貴王と八上采女はともに不敬の罪を受け、八上采女は本郷へ、安貴王も庄のある本郷へと還されたと考えるのが妥当か。或いは、二人が不敬の罪を受けその後流刑となったことが省略され、八上采女が赦されて本郷へ還されたことのみ記しているかとも考えられる。石上乙麻呂と久米若売の事件では万葉集の題詞に「石上乙麻呂卿土佐国に配さるる時の歌三首」(六・一〇一九～一〇二二)とのみあり、詳細は記されていない。

ここで安貴王長歌の「我がために 妹も事なく 妹がため 我も事なく」という表現は、私のために妹が無事平穩で、妹のために私も無事平穩であるように祈りを込めた歌詞であるが、互いに一緒にいることが、互いにとって平穩無事ではなかった過去を逆に照らし出している。若い王と采女の恋愛は本当に律令に触れるものだったのか。時代は下るが、家持と娘子という女官の相聞の歌の数々は恋愛ではなかったのか。家持が自らに不利な疑いを持たせるようなも

のを万葉集に載せたのだろうか。そこには自由な相聞歌が開放的に載せられており、必ずしも法的規制が厳しくなかったことを物語っている。

『万葉集私注』は「尊卑分脈」の藤原浜成の母の記述に注目している。藤原浜成は藤原麻呂の子で、神龜元(七二四)年の出生で、因幡国八上郡采女稻葉国造気豆之女となっている。この稻葉国造気豆之女と八上采女が同一人物であろうと指摘するのである。时期的な近さと本郷が八上であることからの指摘である。

ここで、安貴王の長歌はいつころに詠まれたものか、巻四の配列により作歌年の推定をしよう。

〈巻四歌人名〉

〈年代〉

八田皇女か

仁徳朝か

岡本天皇

舒明天皇か皇極天皇

額田王

鏡王女

吹茨刀自

持統朝

田部忌寸操子

柿本人麻呂

の相聞歌群

柿本人麻呂の妻

安倍女郎

駿河采女

三方沙弥

丹比真人笠麻呂

当麻麻呂大夫の妻

草嬢

志貴皇子

阿倍女郎

中臣東人

阿倍女郎

大納言大伴安麻呂

石川郎女

大伴女郎

後人追同歌

藤原宇合

藤原麻呂

坂上郎女

聖武天皇

海上王 (志貴皇子の女)

大伴宿奈麻呂

○安貴王

門部王

高田女王

笈金村

作者未詳

大伴三依

丹生女王

太宰帥大伴旅人

紀女郎試論(一)

賀茂女王

土師水道

太宰大監大伴百代

坂上郎女

賀茂女王

太宰大監大伴百代

太宰少典山口忌寸若麻呂

筑前掾門部石足

太宰大典麻田陽春

防人佑大伴四綱

沙弥滿誓

大納言大伴旅人

筑後守葛井大成

大納言大伴旅人

大伴三依

余明軍

坂上大嬢

坂上郎女

大伴稻公

笠女郎

大伴家持

山口大王

大神女郎
坂上郎女の怨恨歌

天平二年～天平三年

天平二年

天平二年

天平四年か

天平四年

佐伯東人の妻

佐伯東人

池辺王

聖武天皇

高安王

八代女王

娘子

佐伯赤麻呂

大伴四綱

佐伯赤麻呂

湯原王（志貴皇子の子）

娘子

○紀女郎の怨恨歌

大伴駿河麻呂

坂上郎女

大伴三依

大伴坂上郎女

大伴駿河麻呂

坂上郎女

市原王（安貴王の子）

安都年足

大伴像見

安倍虫麻呂

坂上郎女

の相聞歌群

厚見王

春日王（志貴皇子の子、安貴王の父）

湯原王

安倍虫麻呂

坂上郎女

中臣女郎

大伴家持

坂上郎女

大伴三依

大伴家持

… …

天平六年以後か

以上のように巻四の作者を巻頭より列挙していくと、巻四はゆるやかな編年配列に内容別分類を所所に加えて編集していると考えられる。この左表より見れば、安貴王の長歌は養老年間、特に養老五年以後神亀元年以前の作と推定される。ここで土屋文明氏の『万葉集私注』の、八上采女と藤原麻呂室因幡国八上郡采女稻葉国造気豆之女同一人物説という指摘が魅力的に浮上してくる。安貴王と八上采女との関係が、不敬罪となった原因は、采女との恋愛が罪であること以上に、藤原麻呂という藤原四兄弟の権勢が大きな要因ではないだろうか。安貴王が復位するのは天平元年で、「無位阿紀王に従五位下」という記載が『続日本紀』にあるのによる。この時、藤原麻呂は従三位を賜っている。

さてこの巻四の配列をみるとき安貴王の長歌と紀女郎の怨恨歌三

首とが、かなり離れて置かれてゐるのに気づく。安貴王の八上采女への長歌は養老五(七二三)年から神亀元(七二四)年頃のものと考えられ、紀女郎の三首は天平四(七三三)年以後天平六(七三五)年以前の作で、その間九年から十二年の時間の隔たりがある。しかも安貴王は天平元年には復位したと思われる。その天平元年時より紀女郎の怨恨歌は少なくとも四年後の作である。とすれば、安貴王と八上采女との不敬事件が紀女郎の怨恨歌三首の直接的な原因とは考えがたい。あまりにも時間が離れすぎているのである。

三

さて、紀女郎の怨恨歌についてみていきたい。

紀女郎の怨恨の歌三首権大夫の女の名を小鹿といふ。安貴王の妻なり。

①世の中の女にしあらば我が渡る痛背の川を渡りかねめや

(四・六四三)

②今は我はわびそしにける息の緒に思ひし君をゆるさく思へば

(四・六四四)

③白たへの袖別るべき日を近み心にむせひ音のみし泣かゆ

(四・六四五)

紀女郎の右の三首は、巻四の配列より推定すれば、天平四年から六年までの作と考えられる。巻四の配列に加えて、巻八の春相聞の配列を見ると、

大伴家持より坂上大嬢への贈歌

大伴田村大嬢より坂上大嬢への歌

大伴坂上郎女歌

笠女郎より大伴家持への歌

紀女郎試論(一)

紀女郎歌

天平五年閏三月笠金村歌

藤原広嗣歌

となつており、巻四の歌人の並びと重なつてくる部分が多い。大伴家持と坂上大嬢との相聞往来の始まる天平四、五年と同じ期に、紀女郎の歌は位置しており、怨恨歌の配列と重なる。この配列照合から、紀女郎の怨恨歌三首は天平四年から五年に作られたということを確認しておきたい。また、安貴王の妻と注記しているのはこの三首のみである。それより後すぐに家持との歌の贈答が始まる。安貴王と紀女郎との婚姻はいつの頃か定かではない。私は、八上采女との不敬事件の後のことと考える。天平元年に安貴王は無位より従五位下となるので、おそらくその頃に妻となつたと推測する。安貴王が二十六歳前後、紀女郎が初婚として十六歳頃の。その後怨恨歌が詠まれるのが天平四、五年頃。紀女郎二十歳から二十一歳。それからしばらくして家持が相聞歌を贈り始めるが、年齢としては家持より五歳の年齢差である。通説では十歳以上年齢が離れているというが、その相聞往来がもつとも煩繁になるのは天平十二年以後であり、その時紀女郎二十八歳、適当な年齢ではないだろうか。十代から二十代にかけての五歳の年齢差はかなり開きのあるものである。

さて怨恨歌三首に戻ろう。紀女郎の怨恨歌三首については評価も様々である。特に①の六四三歌の解釈をめぐつては諸説あり定まらない。この解釈の揺れは何なのか。「獨りよがりの歌」(武田祐吉『万葉集全註釈』)、「廻りくどい言い方」(土屋文明『万葉集私注』)として表現のまずさのみで片付けられるものだろうか。「廻りくどさ」

の裏にこの歌がもたらす張りつめた情感はいつたい何であらうか。このような問いを抱きつつ怨恨歌についてを考えていきたい。

六四三歌を読むとすぐに但馬皇女の次の歌が思い起こされる。

但馬皇女、高市皇子の宮に在す時に、竊かに穂積皇子に接ひ、
事既に形はれて作らず歌一首

人言を繁み言痛み己が世にいままだ渡らぬ朝川渡る

(二・一一六)

勿論、文学的素養の深い紀女郎がこの歌を踏まえて作ったことは明らかである。天平時代の中央氏族の女郎達は万葉集の古歌を学ぶことを教養の一つとしていた。

但馬皇女の歌の沈痛な情趣と女郎歌は、「己が世にいままだ渡らぬ朝川渡る」↑「世の中の女にしあれば我が渡る痛背の川を渡りかねめや」と、「言痛み」「朝川渡る」↑「我が渡る痛背の川」と響き合い重なり合つて独自の情感をかもし出している。但馬皇女の歌が穂積皇子との密通に起因していることより、障害の多い恋愛へのためらいや恐れを表しているとも考えられる。が、これは続く二首との関連から考えても会得の恋ではなく、別れねばならない恋への執着や惑乱を歌つたと考えるべきであろう。伊藤博氏は『万葉集釋注』で、「この三首に特定の相手がいるわけではない」として、「怨恨」を主題とし、「三首、時間につれて思いが深まってゆき、組み立てた歌であることが知られる」と述べている。しかし、題詞に紀女郎が安貴王の妻と注記されているのは、この怨恨歌のみであり、以後は全く記されていないということに私はこだわりたい。また、この怨恨歌のすぐ後から家持との相聞歌の往来が始まる。そうすれ

ば、紀女郎は天平四、五年には安貴王と別れていなければならぬ。

名例律第一・11「妻妾の姦犯せらば、亦減贖すること得じ。官有らば、各除免・官当の法に従へよ」

名例律第一・13「凡そ五位以上の妻、犯せること八虐に非ずは、

流罪以下、贖を以て論ずること聴せ」

雑律22逸文「凡そ姦するは徒一年。夫有るは徒二年」

とあり、比較的自由な婚姻関係の上代社会でもこの法の効力は貴族社会から徐々に浸透していったと思われる。先に挙げた石上乙麻呂の例からも推察されるように「名例律第一・11」や同13の律も実際に効力があつた。そうすれば紀女郎と家持との相聞歌の往来も、紀女郎が安貴王と離別した後でなければならぬ。以上のような理由から、この怨恨歌は安貴王との別れを詠んだものと考えてよからう。

さて歌の解釈であるが、六四三歌については様々であり、主な解釈を挙げれば次のようになる。

「世間普通の女であつたら私の渡る痛背川をこんなに渡りかねる事がありませうか」(澤瀉久孝『万葉集注釈』)の解釈に類似するのだが、武田祐吉『万葉集全註釈』の「世間の女だつたら、私の渡る痛背川の川を渡りかねることはないでしょう」、木下正俊『万葉集全注 巻第四』の「世間並みの女であつたらわたしが渡っている痛背の川を渡れないことがあろうか」、「小学館古典全集」の「世の常の女だつたらわたしが渡る痛背の川を渡りきれないことがあるだろうか」(実際は、作者は世間一般の女でないから渡れないであろうことをいう。私だけは夫の裏切りを我慢できないという寓意)、同じく歌の寓意まで踏み込んだ土屋文明『万葉集私注』の「世間普通の

女であるならば、吾が渡る痛背の川を渡りかねはすまいが、吾は夫に去られて居るので、其の連想のある此の川をば渡りがたくするのである」。

作者の緊迫した感情の揺れを読み込んだ『岩波古典大系』（旧版）の「世間普通の女であれば、思いに耐えかねて私の渡る穴師川を、誰でも思いきって渡ってしまふに違いない」等。

さらに窪田空穂『万葉集評釈』では「この世に生きてゐる女である限りは、今吾が渡つてゐる痛背の河を渡るといふことをしかねようか、しかねはしない」「歌は女郎が、痛背の河を渡りながら発した感慨で、一方ではその事の尋常でないのを思いつつ、同時に他方では、これは當然なことである。これは吾のみのすることではなく、この世に生きてゐる女である限り、誰しもせずにはゐられないことであると、そのことを押返して肯定した心のものである……強い感情と理性との溶け合つてゐる歌」と評価する。

また、伊藤博『万葉集釋注』は「私がもし世の常の女であつたら、渡るにつけて『ああ、あなた』と私が胸を痛める痛背の川、この川を渡りかねてためらうなどということはけつしてありませんまゝい」の意。「自分の方から川を渡つても逢いに行くというのが恋におちいつた世の常の女と考えられていたのである……その世の女の行為もなしえない自分の立場を恨んでいる。女が川を渡ることには世間の妨害に抵抗することを意味するのが当時の習い」。

このように諸説多様である。ここでは「世の中の女」という表現をどう受けとめるかで解釈が分かれてくる。「世の中」という表現は万葉集には四十四例ある。

紀女郎試論(一)

世の中の人の言葉と思ほすなまことそ恋ひし逢はぬ日を多み
(十二・二八八)

……世の中の 人の嘆きは 相思はぬ 君にあれやも……

(一五・三六九)

玉ならば手にも巻かむをうつせみの世の人なれば手に巻きたし

(四・七二九 坂上大嬢)

世の中の苦しきものにありけらし恋にあへず死ぬべき思へば

(四・七三八 坂上大嬢)

のような用い方がされている。ここで「世の中」と私という対比で用いられる場合、「世の中」の私もその一人という形で用いられる場合に分けられる。紀女郎の「世の中の女にしかれば」という表現は、「世の中の女」と「私」という単なる対比ではなく、窪田空穂氏の指摘するように「この世に生きてゐる女であるかぎりは」という把え方が説得力がある。一方で夫と離別する事の尋常でないことを思いながら、他方では世の常のことと言ひ聞かしている。「この世に生きてゐる女である限り、誰しもせずにはゐられないことであると、そのことを押返して肯定した心のものである……強い感情と理性との溶け合つてゐる歌といへる」という空穂評釈の指摘は、この歌の伝える感情のうねりを言い当てたものである。

また、「痛背川」については穴師川のこと、桜井市穴師を流れる巻向川である。

痛足川川波立ちぬ巻向の弓月が岳に雲居立つらし

(七・一〇八七 人麻呂歌集)

巻向の痛足の川ゆく水絶ゆることなくまたかへり見む

(七・一一〇〇) 人麻呂歌集

と詠まれ、痛足川アナシとも表記されている。紀女郎はここで痛背という表記に変えている。渡るのに足を痛めるように渡りにくい痛足川と

「ツラキ心ヲ痛背ノ名ニ寄セ、離レ行事ヲ渡ルニ寄セタルカ」という『万葉代匠記』の指摘が適切と思われる。穴師川を渡るといふ実体験を詠んだとするよりもこれが比喩として用いられていてこそ、

この歌の意味が明らかになっていく。万葉後期の歌人はすでに実景だけでなく比喩的表現をも駆使して詠む術を獲得している。六四三歌は、動揺する感情を見据えて、その心情の機微をできるだけ正確に歌い出そうとし、そのために比喩等を用いて複雑に交錯する感情を盛り込んだために、かえって歌を難解にしたと考えられる。しかし、彼女が抱え込んだ現実の重さ、内省の深さが類型的発想を突き破っている。このような躊躇と混惑、怖れと決断の意志といった感情の葛藤を六四三歌が読み込もうとしたからこそ、次に続く二首目の歌の悲しみが生きてくる。

②今は我はわびそしにける息の緒に思ひし君をゆるさく思へば

(四・六四四)

「今は我は」という表現は他に集中三例あり、

今は我は死なむよ我妹逢はずして思ひ渡れば安けくもなし

(十二・二八六九)

今は我は死なむよ我が背恋すれば一夜一日も安けくもなし

(十二・二九三六)

今は我は死なむよ我が背生けりとも我に寄るべしと言ふといはなくに

(四・六八四 坂上郎女)

集中の他の三首はともに類似しているが、紀女郎の歌は卷十二の歌の「今は我は」という表現を用いつつも、それに続く各句は独自の展開をしている。

「ゆるさく思へば」の「ゆるす」は集中に他に七例ある。

白たへの袖の別れは惜しけども思い乱れて許しつるかも

(十二・三一八二)

……まそ鏡 磨ぎし心を 許してし その日の極み……

(四・六一九 坂上郎女)

まそ鏡磨ぎし心を許してば後に言ふとも験あらめやも

(四・六七三 坂上郎女)

「ゆるす」はゆるめるといふ意から派生して許す、手放す等の意となる。六四五歌にもっとも近い用い方は十二・三一八二歌である。命にかけて思っていた君を手放すことを思ふという歌意も第一首の六四三歌の葛藤が詠み取られてこそ哀切に響いてくる。

③白たへの袖別るべき日を近み心にむせひ音のみし泣かゆ

(四・六四五)

その点、第三首、六四五歌は、先の十二・三一八二歌からの影響が強く、他に

白たへの袖の別れを難みして荒津の浜に宿りするかも

(十二・三三二五)

等の類型的表現、発想を引き継いで詠んでいる。ここでは紀女郎の独自の感情の発露や個性的な歌い方はすっかり消えて、類型的発想から抜け出ていない。おそらくは深い諦めと、感情の沈潜化が、古歌の類型的情趣へと感情を埋めることを促したのであろう。「世の

中の女」の類型的悲しみに寄りそい、類型的表現、発想の中に埋没することで、個の感情を静める働きを第三首は成している。

このように三首は、離別への葛藤、決断と悲しみ、締感と、自らの感情の推移を詠んで紀女郎独自の怨恨歌を形成している。また、先行古歌の享受による情趣や表現の摂取、自らの心情を見据えて独自の表現を模索する試みが、三首には交錯しており、彼女の文学的素養の深さと個性的な才能がすでに窺えるのである。

〔注〕

○『万葉集』の本文は小島憲之 木下正俊 佐竹昭広校注『日本古典文学全集』（小学館）による。

(1) 佐伯有清編『日本古代氏族事典』（雄山閣出版）

(2) 中西進『万葉の世界』（中公新書）

(3) 吉田孝『大系・日本の歴史3』（小学館）

(4) 井上光貞 関晃 土田直鎮 青木和夫校注『律令』（『日本思想大系』岩波書店）

(5) 桜井満「家持をめぐる女性たち」（『万葉集講座第六卷』有精堂）

澤瀉久孝『万葉集注釈巻第四』（中央公論社）

(6) 土屋文明『万葉集私注第二』（筑摩書房）

(7) 『万令第八・24』の「凡そ男の年十五。女年十三以上にて、婚嫁聴せ」（『律令』とあるのと、坂上大嬢が大伴家持に嫁いた年齢が十五、六歳であることより推定した）

(8) 拙稿「大伴家持をめぐる相聞歌群（一）——女郎歌の諸相——」（梅光女学院大学日本文学会『日本文学研究第三〇号』）